

岩手県告示第400号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年5月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社水清建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田町二丁目5番5号
 - ウ 代表者の氏名 水本孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－4）第19号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年5月20日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年5月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊俊建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町黄海字川口沖93番地
 - ウ 代表者の氏名 伊藤俊男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第536号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年5月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年5月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大桜建築
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢6区290番地
 - ウ 代表者の氏名 薄衣純一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－31）第40106号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年5月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年4月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 みちのく環境衛生有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町岩崎26地割24番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木正幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第50313号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5

号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年5月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 豊間根建材株式会社

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町豊間根第5地割260番地22

ウ 代表者の氏名 富山裕子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第120126号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年5月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 にいやま塗装店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市田の神一丁目2番7号

ウ 代表者の氏名 澤口豊

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第120187号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月16日付けで塗装工業業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。